

# 平成30年災における大規模災害査定方針の適用実績について

## 【農地・農業用施設】

農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室

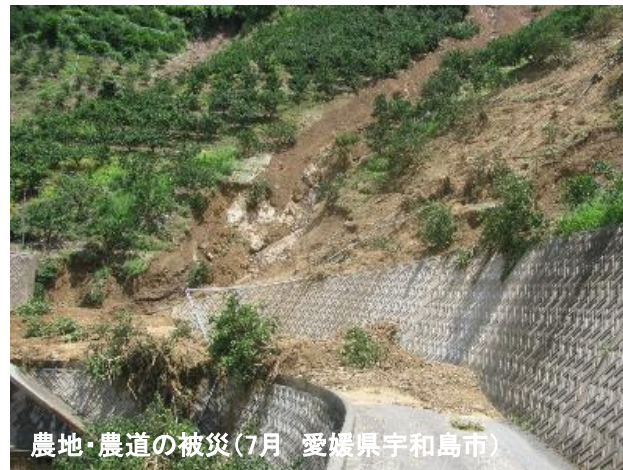
# 1. 大規模災害査定方針の対象となった災害

## 対象災害

○平成30年災は、3つの災害が激甚災害(本激)の指定となり、大規模災害査定方針が適用された。

### ①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)(災害期間:5月20日から7月10日)

- ・激甚災害指定見込み発表(内閣府):7月15日
- ・激甚災害の指定:7月27日 公布・施行
- ・農地、農業用施設等の被害概要(H31.1.9時点公表):被害数52,001箇所、被害額1,405.3億円



# 1. 大規模災害査定方針の対象となった災害

## ②平成30年北海道胆振東部地震(災害期間:9月6日)

- ・激甚災害指定見込み発表(内閣府):9月13日
- ・激甚災害の指定:10月1日 公布・施行
- ・農地、農業用施設等の被害概要(H31.1.28時点公表):被害数305箇所、被害額579.6億円



## ③台風第24号(災害期間:9月28日から10月1日)

- ・激甚災害指定見込み発表(内閣府):11月15日
- ・激甚災害の指定12月5日 公布・施行
- ・農地・農業用施設等の被害概要(H31.1.9時点公表):被害数:5,090箇所、被害額:115.6億円



## 2. 大規模災害査定方針の適用

### (1) 机上査定上限額の引上げ

#### 【簡素化による効果】

机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮します。

(参考: 農地・農業用施設)

H30年災 200万円未満の机上査定件数 / 全机上査定件数 = 約41%

H30年災 上限額以下の机上査定件数 / 全机上査定件数 = 約78%

机上査定上限額の引上げにより、机上査定件数が約37%増加。

※事業主体において、机上査定より実地査定が効率的と判断し、机上査定上限額以下でも実地査定を行う場合がある。

#### ①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

都道府県名	通常時	拡大後(机上査定上限額)	
		農地	農業用施設
北海道	200万円未満	2,000万円以下	3,000万円以下
福井県		600万円以下	1,000万円以下
岐阜県		500万円以下	2,000万円以下
滋賀県		200万円以下	800万円以下
京都府		450万円以下	500万円以下
大阪府		300万円以下	2,630万円以下
兵庫県		400万円以下	500万円以下
奈良県		—	1,200万円以下
岡山県		500万円以下	2,000万円以下
広島県		420万円以下	2,000万円以下
山口県		500万円以下	700万円以下
徳島県		250万円以下	1,320万円以下
香川県		550万円以下	1,400万円以下
愛媛県		1,800万円以下	2,000万円以下
福岡県		400万円以下	2,500万円以下
長崎県		—	500万円以下
熊本県		400万円以下	500万円以下
大分県		350万円以下	500万円以下
宮崎県		350万円以下	600万円以下
鹿児島県		250万円以下	400万円以下

都道府県名	通常時	拡大後(机上査定上限額)	
		海岸保全施設	地すべり防止施設
愛媛県	300万円未満	2,500万円以下	2,500万円以下

## 2. 大規模災害査定方針の適用

### ②平成30年北海道胆振東部地震

都道府県名	通常時	拡大後（机上査定上限額）	
		農地	農業用施設
北海道	200万円未満	6,600万円以下	7,200万円以下

### ③台風第24号

都道府県名	通常時	拡大後（机上査定上限額）	
		農地	農業用施設
山梨県	200万円未満	500万円以下	1,500万円以下
静岡県		—	1,000万円以下
京都府		300万円以下	400万円以下
鳥取県		400万円以下	600万円以下
岡山県		300万円以下	2,000万円以下
香川県		500万円以下	800万円以下
愛媛県		340万円以下	500万円以下
宮崎県		300万円以下	800万円以下

## 2. 大規模災害査定方針の適用

### (2) 採択保留額の引上げ

#### 【簡素化による効果】

採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加します。

#### ①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

工種	通常時	拡大後(採択保留額)
農業用施設	2億円以上	2億5千万円以上

### (3) 査定設計書に添付する図面等の簡素化

#### 【簡素化による効果】

設定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮します。

#### ①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

- ・農地：北海道、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・農業用施設：北海道、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・海岸保全施設：愛媛県
- ・地すべり防止施設：愛媛県

#### ②平成30年北海道胆振東部地震

- ・農地：北海道
- ・農業用施設：北海道

#### ③台風第24号

- ・農地：山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県
- ・農業用施設：神奈川県、山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県

## 2. 大規模災害査定方針の適用

### (4) 一箇所工事

#### 【簡素化による効果】

工事の工期や発注単位を勘案し、被災箇所を統合又は分割し、一箇所工事とみなす箇所の範囲を決定することで、早期着手する災害復旧事業が増加します。

#### ①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

- ・農地：北海道、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・農業用施設：北海道、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・海岸保全施設：愛媛県
- ・地すべり防止施設：愛媛県

#### ②平成30年北海道胆振東部地震

- ・農地：北海道
- ・農業用施設：北海道

#### ③台風第24号

- ・農地：山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県
- ・農業用施設：神奈川県、山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県

## 2. 大規模災害査定方針の適用(参考)

### 農地、農業用施設以外における農林水産省の各部局が所管する対象施設(暫定法)の適用状況

#### (1) 机上査定上限額の引上げ

##### ①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

###### i. 林道

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
京都府	300万円未満	500万円以下
鳥取県		600万円以下
岡山県		659.8万円以下
広島県		860万円以下
山口県		1,400万円以下
徳島県		1,374.6万円以下
愛媛県		2,000万円以下
高知県		1,550万円以下
福岡県		877.5万円以下
佐賀県		600万円以下

###### ii. 林地荒廃防止施設

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
北海道	300万円未満	3,500万円以下

##### ②平成30年北海道胆振東部地震

###### i. 林道

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
北海道	300万円未満	3,610万円以下

###### ii. 林地荒廃防止施設

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
北海道	300万円未満	1億8,000万円以下

##### ③台風第24号(林道)

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
京都府	300万円未満	700万円以下
鳥取県		978.6万円以下
徳島県		577.7万円以下
愛媛県		1,335万円以下

#### (2) 採択保留額の引上げ

##### 平成30年北海道胆振東部地震(林道)

都道府県名	通常時	引上げ後 (採択保留額)
北海道	2億円以上	4億8,400万円以上

#### (3) 査定設計書に添付する図面等の簡素化

##### ①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

- ・林道：京都府、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県

##### ②平成30年北海道胆振東部地震

- ・林道：北海道
- ・林地荒廃防止施設：北海道

##### ③台風第24号

- ・林道：京都府

#### (4) 一箇所の工事

##### ①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

- ・林道：岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県

##### ②平成30年北海道胆振東部地震

- ・林道：北海道
- ・林地荒廃防止施設：北海道



### 3. 大規模災害査定方針適用通知までの日数(農地・農業用施設)

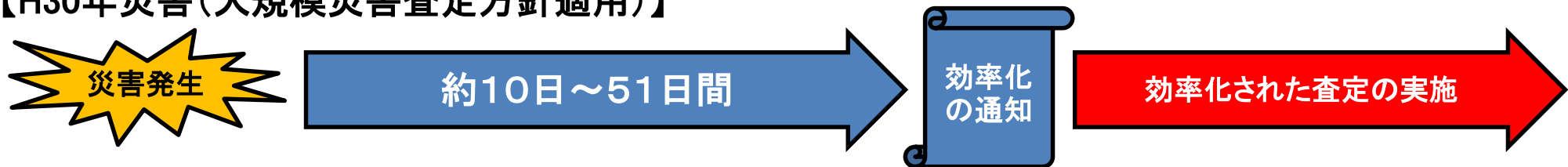
#### 大規模災害査定方針対象の災害発生日から適用通知までの日数

- ①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)  
→ 適用通知日:7月20日(災害終息後から10日後、指定見込み公表から5日後)
- ②平成30年北海道胆振東部地震  
→ 適用通知日:9月20日(災害終息後から14日後、指定見込み公表から7日後)
- ③台風第24号  
→ 適用通知日:11月22日(災害終息後から51日後、指定見込み公表から7日後)

#### 【従来】



#### 【H30年災害(大規模災害査定方針適用)】



#### 【事前ルール化による効果】

査定の効率化の通知が最短で約30日間程度短縮され、早期に災害復旧事業計画概要書等の作成が可能となります。

本査定方針の適用により、平成30年災においては1月末までに災害査定が完了。